

東京都立東大和療育センター 指定管理者募集要項

令和 7 年 7 月 東京都福祉局

目次

1	募集の要旨	2
2	募集対象施設.....	2
(1)	施設名	2
(2)	運営施設	2
(3)	施設概要	2
(4)	指定の単位.....	4
(5)	現在の運営形態.....	4
(6)	指定期間	4
3	今後の予定	5
4	応募手続等	5
(1)	応募者の資格	5
(2)	欠格条項	5
(3)	質疑受付・現地説明会申込み受付	6
(4)	指定申請・計画書類等受付	6
(5)	その他留意点	7
5	指定管理者の決定.....	8
(1)	指定管理者の決定方法.....	8
(2)	選定委員会の構成.....	8
(3)	選定基準及び配点.....	8
(4)	選定手順（委員会の進め方）	9
(5)	審査結果の通知.....	9
(6)	指定管理者の公表.....	9
(7)	指定管理者の指定の取消し	9
(8)	事業継続が困難な場合の取扱い	9
6	指定管理者が管理すべき業務及び基準等.....	10
(1)	施設の運営に関すること	10
(2)	管理開始に伴うこと	12
(3)	土地・建物および備品に関すること	12
(4)	施設の運営費（指定管理料）	12
(5)	その他の条件	13
	計画書類一覧.....	15

1 募集の要旨

東京都が設置する東京都立東大和療育センターについて、施設の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び東京都立療育センター条例（昭和43年東京都条例第25号。以下「条例」という。）第8条の規定により、施設の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

2 募集対象施設

(1) 施設名

東京都立東大和療育センター・東京都立東大和療育センター分園よつぎ療育園

(2) 運営施設

- ア 重症心身障害児（者）の入所、通所、短期入所機能と心身障害児（者）の外来診療機能を備えた「総合療育センター」としての役割を担う施設です。
- イ 在宅の重症心身障害児（者）が安心して療育を続けることができるようにするため、外来診療機能や通所、短期入所事業などの各種在宅サービスを提供する在宅支援の中核拠点施設としての役割を担う施設です。
- ウ 医療的ニーズの高い超重症・準超重症児（者）を積極的に受け入れるとともに、障害を持つ乳幼児や超重症児（者）などを家庭療育へとつなげるために、高度な療育サービスを提供し、生活の質に配慮した療育を行う施設です。
- エ 地域に開かれた施設として、地域住民への施設の開放、地域行事への参加、ボランティアの受入れ等を行うことにより、積極的に地域とのつながりを強め、地域社会に貢献できる施設です。
- オ 地域における障害者医療の充実に資するため、一般の医療機関では対応が困難な重症心身障害、重度知的障害、重度身体障害等を持つ障害児（者）に特有の疾患や専門的な治療に、適切に対応できる施設です。

(3) 施設概要

ア 東京都立東大和療育センター

(ア) 施設の性格

児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）に規定する事業を行う福祉施設であるとともに、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院としての機能を併せ持つ施設です。

	児童	成人
入所	医療型障害児入所施設 (児童福祉法第42条第2号)	療養介護 (障害者総合支援法第5条第6項)
入所	短期入所 (障害者総合支援法第5条第8項)	
通所		生活介護 (障害者総合支援法第5条第7項)

(イ) 所在地

東京都東大和市桜が丘三丁目4番地の10

(ウ) 事業規模

重症心身障害児(者)長期入所	92床
重症心身障害児(者)短期入所	28床
重症心身障害児(者)通所事業	30人
心身障害児(者)一般入院	8床
心身障害児(者)一般外来	100人

(エ) 外来診療科目

小児科、神経内科、内科、リハビリテーション科、歯科、外科、
整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、精神科

(オ) 利用者の状況（令和6年度）

重症心身障害児（者）長期入所者	90人 (令和7年3月31日現在)
うち、超重症児（者）	15人
準超重症児（者）	23人
重症心身障害児（者）短期入所	年間延べ4,492人 (1日当たり12.3人)
重症心身障害児（者）通所事業登録数	33人 (令和7年3月31日現在)
うち、超重症児（者）	8人
準超重症児（者）	13人
心身障害児（者）一般入院	年間延べ 1,078人 (1日当たり3.0人)
心身障害児（者）一般外来	年間延べ31,678人 (1日当たり129.8人)

(カ) 建物

竣工年月	平成4年5月
主要構造	鉄筋コンクリート造
敷地面積	34,999㎡
建物面積（職員宿舎等を含む。）	14,503㎡

イ 東京都立東大和療育センター分園よつぎ療育園

(ア) 施設の性格

児童福祉法第6条の2の2第2項に定める児童発達支援、障害者総合
支援法第5条第7項に規定する生活介護を行うとともに、医療法第1条の
5第2項に規定する診療所としての機能を併せ持つ施設です。

(イ) 所在地

東京都葛飾区東四つ木四丁目4番1号—101号

(ウ) 事業規模

重症心身障害児(者)通所事業	25人
心身障害児(者)一般外来	15人

(エ) 外来診療科目

内科、小児科、整形外科、リハビリテーション科

(オ) 利用者の状況（令和6年度）

重症心身障害児（者）通所事業登録数	19人 （令和7年3月31日現在）
うち、超重症児（者）	8人
準超重症児（者）	9人
心身障害児（者）一般外来	年間延べ2,875人 （1日当たり23人）

(カ) 建物

竣工年月	平成8年6月
主要構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
敷地面積	1,210㎡
建物面積（職員宿舎等を含む。）	901㎡

(4) 指定の単位

東京都立東大和療育センター及びその分園である東京都立東大和療育センター分園よつぎ療育園については、一体的に運営されていることから、一体的に指定を行います。

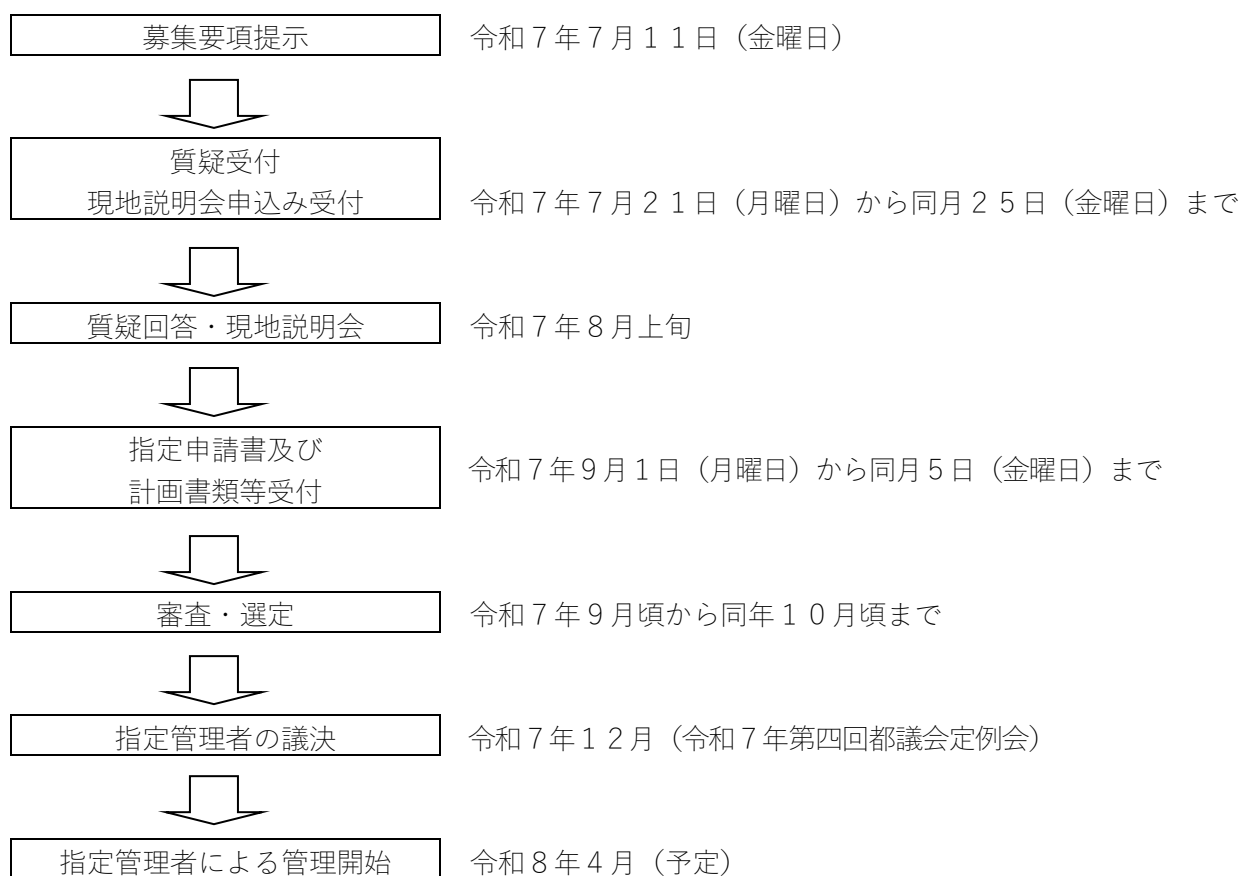
(5) 現在の運営形態

東京都が指定した、社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会が、指定管理者として管理を行っています。

(6) 指定期間

令和8年4月1日から令和18年3月31日まで（予定）

3 今後の予定



4 応募手続等

(1) 応募者の資格

応募の資格を有する者は、以下の条件の全てに該当する者であることとします。

- ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人であること。
- イ 旧重症心身障害児施設、医療型障害児入所施設又は療養介護施設（以下「旧重症心身障害児施設等」という。）の運営実績があること。
- ウ 前項の施設の運営に意欲を有し、施設の安定的運営が図れる能力、資力等を有すること。

(2) 欠格条項

応募資格に対する欠格条項は以下のとおりとします。

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定により東京都の一般競争入札に参加させることができないとされている者及び同条第2項の規定により東京都から一般競争入札に参加させないこととされた者
- イ 東京都から指名競争入札における指名停止措置を受けている者
- ウ 都税、法人税、消費税等を滞納している者

- エ 会社更生法、民事再生法等により、更生又は再生手続を開始している者
- オ 公の施設の管理が地方自治法第92条の2、第142条(第166条第2項で準用される場合も含む。)及び第180条の5第6項の規定における「請負」に含まれるとした場合に、その規定に抵触することとなる者
- カ 東京都指定管理者に係る暴力団等対策措置要綱の別表に掲げる排除措置対象者の1号から6号までのいずれかに該当する者
- キ 各施設設置条例の規定により東京都から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者。ただし社会経済状況に変動が生じたと判断されたことを理由とする取消しがなされた場合は、本号に該当しないものとする。

(3) 質疑受付・現地説明会申込み受付

ア 質問書

指定申請に当たり質問のある場合は、下記により質問書を提出してください。

イ 現地説明会

令和7年8月上旬に、運営施設の現地説明会を実施します。詳細は後日お知らせします。

初めて指定申請する予定の法人は、次により参加申込みをした上で、必ず参加してください。説明会に参加していない法人からの申請は受け付けません。

提出書類	提出日時及び宛先
ア 質問書(※) (別紙質問様式) ※質問事項がない場合は、提出不要です。 イ 現地説明会参加申込書 (別紙説明会様式)	① 日時 令和7年7月21日(月曜日)から 同月25日(金曜日)まで ※ 提出方法は、原則として、データにより提出してください。 ※ 期限後の受付等はできません。 ② 宛先 S1140704@section.metro.tokyo.jp 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第一本庁舎31階中央 東京都 福祉局 障害者施策推進部 施設サービス支援課 療育担当

ウ 回答

令和7年8月上旬を目途に、質疑回答書を送付します。

質疑回答書は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとしします。

(4) 指定申請・計画書類等受付

指定を申請する事業者は、次により計画書類等を持参により提出してください。これらの書類を東京都に提出した事業者を申請者として、指定管理者選定委員会において審査します。

また、提出後の計画内容の変更は、提出の締切日まで受け付けます。

<計画書等>

提出書類	提出日時及び場所・提出部数
指定管理者指定申請書（第 11 号様式） 添付書類 ア 誓約書 イ 定款 ウ 法人の登記事項証明書 エ 事業計画書 オ 旧重症心身障害児施設等の運営実績 カ 貸借対照表及び収支計算書 キ 役員の経歴書 ク その他 詳細は、15 ページから 17 ページまでを参照	① 日時 令和 7 年 9 月 1 日（月曜日）から 同月 5 日（金曜日）まで ※ 提出方法は、データ及び郵送提出とします。 それぞれ下記の提出先にご提出ください。 ※ 郵送書類は正本 1 部、副本 10 部をご提出下さい。 ② 提出先 <データ> S1140704@section.metro.tokyo.jp <郵送> 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 都庁第一本庁舎 3 1 階中央 東京都 福祉局 障害者施策推進部 施設サービス支援課 療育担当 TEL 03（5320）4376

(5) その他留意点

ア 追加書類の提出

東京都が必要と認める場合は、追加資料の提出を求め、又はヒアリングを実施することがあります。

イ 著作権の帰属

応募申込書類及び計画書類の著作権は、事業者に帰属します。ただし、東京都は、指定管理者の公表等必要な場合には、応募申込書類及び計画書類の内容を無償で使用できるものとします。

なお、提出された書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。

ウ 費用の負担

応募及び指定管理者として管理を行うまでの費用は、原則事業者の負担とします。

エ 使用言語及び単位

応募に関する提出書類、調整等における言語は日本語、単位はメートル法、金額は円を使用することとします。

オ 資料の取扱い

東京都が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じ

ます。

また、この検討の目的の範囲内であっても、東京都の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、内容を提示することを禁じます。

5 指定管理者の決定

(1) 指定管理者の決定方法

指定管理者は、指定管理者選定委員会において、申請者から提出された計画書類等の審査及び面接審査等をもとに、下記（３）の選定基準により総合的に選定します。

選定された指定管理者は、原則として令和７年第四回都議会定例会での議決を経て、知事が指定します。

(2) 選定委員会の構成

学識経験者などの外部委員を含めた委員会により審査します。

(3) 選定基準及び配点

項 目		主 な 審 査 内 容	配点
（現在の法人・施設運営状況） 事業主体の適格性	1 法人運営実績	○運営理念・方針の妥当性 ○透明性の確保 ○職員の資質向上・人材育成 ○職員の確保・定着状況	125点
	2 経営実績・基盤	○経営の効率性、財政基盤の安定性	
	3 施設運営実績	○旧重症心身障害児施設等の運営実績 ○療育に関する熱意、専門的技術の適格性	
（都立東大和療育センターの運営に関する計画）	1 企画力・創造性	○施設運営に対する意欲、事業計画の妥当性	200点
	2 人員計画	○施設の運営体制 ○職員の人材育成に対する仕組み	
	3 収支計画	○収支計画の妥当性、安定性	

	4 利用者支援計画	○各種事業の実施計画案・実施方針の妥当性 ○利用者サービスの向上に向けた取組 ○医療連携の考え方と具体的計画 ○在宅療育支援・地域支援の考え方と具体的計画 ○地域交流等の考え方と具体的計画 ○ボランティア育成の考え方 ○施設の管理計画の妥当性	
	総 合 評 価	○事業への参画意欲や地域の障害者への貢献 ○計画全般を通じ、総合的観点から判断した総合評価	50点

(4) 選定手順（委員会の進め方）

令和7年9月頃から同年10月頃にかけて、審査・選定等のため、2回程度の委員会を予定しています。

(5) 審査結果の通知

審査結果については申請者に文書で通知します。

(6) 指定管理者の公表

指定管理者として選定した事業者名、選定理由及びその提案内容の概要を公表します。

指定管理者以外の応募申込者及び申請者名については、公表しません。

(7) 指定管理者の指定の取消し

知事は指定管理者が次のいずれかに該当するときは、条例第9条第2項の規定による指定を取り消すことができます。

- ア 監理の業務または経理の状況に関する知事の指示に従わないとき。
- イ 条例第9条第2項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
- ウ 条例第12条第1項各号に掲げる管理の基準を遵守しないとき。
- エ 指定管理期間の長期化に伴う対応（12ページ参照）の取消し事由に当たると認めるとき。
- オ 上記アからエまでのほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

(8) 事業継続が困難な場合の取扱い

指定管理者の責めに帰する事由により、指定管理者の指定を取り消された場合には、これにより生じた損害を指定管理者は東京都に賠償することとします。また、業務の履行に伴い、指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を及ぼしたと

きは、その損害を賠償するものとします。

不可抗力その他東京都若しくは指定管理者の責めに帰することができない事由による場合、又はそのおそれが生じた場合には、東京都と指定管理者は施設運営の可否について協議することとします。

6 指定管理者が管理すべき業務及び基準等

本事業の実施に際しては、下記の条件を満たすこととします。

(1) 施設の運営に関すること

ア 管理業務

指定管理者は下記の業務を管理するものとします。

- (ア) 重症心身障害児（者）の入所療育に関すること。
- (イ) 在宅の重症心身障害児（者）の通所療育に関すること。
- (ウ) 障害者総合支援法に規定する短期入所に関すること。
- (エ) 心身障害児（者）の外来及び入院医療に関すること。
- (オ) センターの療育及び医療に係る教育研修及び研究に関すること。
- (カ) 施設、附属設備及び物品の維持管理に関すること。
- (キ) 使用料及び手数料の徴収並びに過誤納付還付金の支出事務に関すること。
(※1)
- (ク) その他センターの運営に関すること。(※2)

※ 使用料及び手数料の徴収事務

- ・徴収事務について、地方自治法施行令第158条第4項に基く東京都会計管理局の検査を受けることがあります。
- ・徴収事務を第三者に委託することはできません。
- ・その他の事務については地方自治法施行令、東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号）等の規定に基づき行っていただくことになります。

※ 管理業務を一括して第三者に委託することはできませんが、下記業務については第三者に委託できるものとします。

- ・建物維持管理業務に関すること。
- ・給食調理業務に関すること。
- ・洗濯業務に関すること。

イ 職員配置基準

- (ア) 病棟の直接処遇職員については、対入所者比＝1：1以上の配置とすること。
- (イ) 通所部門の直接処遇職員については、「東京都重症心身障害児（者）通所事業実施要領」に基づき配置すること。

(ウ) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師、歯科衛生士、栄養士及びその他の職員の数は、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）に規定する標準を満たすこと（病床区分は一般病床とする。）。

ウ 利用者の継続利用

現在の入所者を継続して利用させることとします。また、利用者の継続利用に当たり、保護者との連携を継続して行うものとします。なお、入所者の受入調整は東京都が行うこととします。

エ 保険診療等の実施

指定管理者は、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に規定する保険医療機関として、保険診療を引き続き行うものとします。また、自立支援医療及び生活保護法指定医療機関としての役割を引き続き担うものとします。

なお、保険医療機関に係る施設基準等については、原則として現状を維持するものとし、さらなる加算に努めるものとします。

オ 現行事業及びサービス水準の維持向上

運営施設において、現在実施されている事業内容とそれに係るサービス内容については、原則として現状を維持するものとし、その上で、法人としての実績を活かし、施設における療育及び診療の質の確保並びに利用者サービスの更なる向上に努めるものとします。

カ 経営努力

施設運営に当たっては、経費の節減等に努め、効率的運営を図るとともに、収益の確保に努め、社会福祉法人会計の趣旨を生かした経営を行うこととします（計画書提出書類（4）①別紙様式 1 で提案のこと）。

キ 関係法令の遵守

指定管理者は業務の遂行に関連する下記の法規を遵守し、適正に施設を運営することとします。

(ア) 地方自治法

(イ) 社会福祉法

(ウ) 児童福祉法

(エ) 障害者総合支援法

(オ) 医療法

(カ) 東京都立療育センター条例（昭和 43 年東京都条例第 25 号）

(キ) 東京都立療育センター施行規則（平成 4 年東京都規則第 181 号）

(ク) 東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号）

指定管理者は、東京都情報公開条例の適用を受け、情報公開の努力義務を負います。

(ケ) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

指定管理者は、個人情報保護に関する法律の適用を受け、施設の管理を行うに当たり、所要の措置を講ずることとします。

(コ) 東京都行政手続条例（平成6年東京都条例第142号）

指定管理者は施設使用の承認等の処分を行う場合、東京都行政手続条例が適用され、指定管理者はその範囲において、行政庁として東京都行政手続条例に規定する責務を負います。

(サ) その他の関係法令

(2) 管理開始に伴うこと

ア 業務開始予定日

令和8年4月1日を開始予定日とします。

イ 引継ぎ等

利用者の療育環境の維持と現行サービスを円滑に引き継ぐために、引継期間を設けるものとします。

引継期間中の対応や職員交代の方法等については、都、現運営受託法人、指定管理予定法人において別途協議することとします。

(3) 土地・建物および備品に関すること

ア 土地、建物及び備品に関すること

土地、建物及び備品については、善良な管理者の注意をもって管理するものとします。施設に所在する東京都の備品は、指定管理者に貸与します。その他必要とする備品及び備品の更新については、東京都が委託料（指定管理料）により負担し、東京都に帰属するものとします。

イ 建物の修繕

建物の修繕は、修繕又は改修内容により、指定管理者または東京都が実施することとします。

(4) 施設の運営費（指定管理料）

施設の管理運営に伴う収入は、全て東京都の収入とします。また施設の管理運営のため、東京都が必要と認める経費は委託料（指定管理料）として指定管理者に払います。

委託料（指定管理料）については、事業計画書において提示のあった金額を踏まえ、年度ごとに東京都の予算の範囲内で指定管理者と協議を行い、年度協定を締結します（下記（５）エ参照）。経費の支払方法については四半期ごとに支払います。

委託料（指定管理料）と実際の経費に残額が生じた場合は、原則精算することとし、その他詳細については、協定で定めます。

(5) その他の条件

ア 管理業務の確認

地方自治法第244条の2第7項の規定に基づき、毎年度終了後、速やかに事業報告書を提出することとします。事業報告書の内容については、協定において提示します。

イ 報告、調査及び指示

東京都は、運営する指定管理者から、その業務または経理状況について、下記のことができるものとします。

(ア) 報告を求めること。

(イ) 実地調査をすること。

(ウ) 必要な指示をすること。

ウ 管理運営状況評価の実施

東京都は施設の設置者として、指定管理者の管理運営状況に対し、評価を実施し、その結果をホームページ等で公表します。指定管理者は評価の実施に協力するものとし、また東京都から改善を求められたときは、その指示に従うこととします。評価の詳細については協定で定めることとします。

エ 管理運営状況評価の次期選定への反映

今回の選定を経て指定された指定管理者が、本施設の次回の選定公募に応募し、かつ都が毎年度実施する東京都指定管理者管理運営状況評価において、あらかじめ定められた基準に合致する実績を有する場合は、選定審査の総得点への加点又は減点を実施します。

なお、本措置は、本施設の次回の指定管理者選定時点及び当該選定を経て指定された指定管理者の指定期間において、以下の同一性がすべて確保されている場合にのみ実施します。

(ア) 事業者の同一性

対象となる事業者の事業内容や財務内容、組織等に大幅な変更がなく、同一性を有していると認められること。

(イ) 事業内容の同一性

本施設の設置条例で定める「指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲」及び施設で行われる事業内容に、大幅な変更がないこと。

(ウ) 施設の同一性

本施設の指定管理者の指定単位に変更がないこと。

オ 指定管理期間の長期化に伴う対応

指定管理期間を10年とすることに伴い、以下の対応を実施します。

(ア) 指定管理期間 5 年目を目安に事業計画の見直しを行うものとします。

(イ) 選定の基礎となった社会経済状況の変動が生じた場合及び管理運営状況が極めて不良であった場合には、指定取消しを実施します。

カ 協定の締結

指定管理者の決定後、以上の条件を確実に履行していただくため、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結することとします。

キ 責任分担

東京都と指定管理者の責任分担は、おおむね下記のとおりとし、詳細は協定書に定めることとします。

項 目	指定管理者	東京都
1 施設の管理運営	○	
2 施設、設備、備品等の維持管理	○	
3 使用料等の収入	○	○
4 施設の利用承認等	○（長期入所以外）	○（長期入所）
5 施設等に係る行政財産の目的外使用許可		○
6 施設等の修繕（大規模）		○
7 施設等の修繕（小規模）	○	
8 災害時対応	○	
9 事故対応	○	
10 包括的管理責任（管理瑕疵を除く）		○

ク 指定管理期間終了時の取扱い

指定管理期間が終了するとき、又は指定管理者の指定の取消し等が行われるときは、施設の管理業務が円滑に実施されるよう、東京都が定める期間内に、東京都が指定したものに対して管理業務の引継ぎを行うとともに、業務に関する調整や必要な書類、データ等の提供を行うこととします。

ケ ウェブアクセシビリティ対応

ホームページ作成に当たり、指定管理者は総務省「みんなの公共サイト 運用ガイドライン」における「5 ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開」に基づき、ウェブアクセシビリティ方針を策定及び公開し、日本産業規格「JIS X 8341-3」の適合レベル A A に準拠するよう努めてください。

なお、適合レベル A A 準拠ができない場合においても、その理由を明らかにした上で可能な限り高い目標を設定した上で、ウェブアクセシビリティ方針を定めてインターネットホームページで公開するものとします。

コ その他

本要項に記載のない事項は指定管理者決定後、協議の上、定めるものとします。

計画書類一覧

提出書類		作成上の注意	様式
指定管理者指定申請書			第11号様式
(1) 誓約書			別紙
(2) 定款		最新のもの	
(3) 法人の登記事項証明書 印鑑証明書		申請日前3か月以内の発行のもの	
(4) 事業計画書		東京都立東大和療育センターに関する計画	
①運営理念・事業計画	ア 運営全般について（運営理念、今後の事業展開等） イ 効率的な施設運営について（考え方、具体的な取組）		別紙様式1
②運営体制	ア 人員配置計画 イ 職員採用計画 ウ 給与体系 エ 勤務体制計画		別紙様式 2-1～3 様式自由
③収支計画	指定管理期間中の収支計画		別紙様式3
④運営計画	ア 各種事業の実施計画（長期入院、短期入所、医療入院、外来診療、通所事業等の運営） イ 療育・診療の質の確保及び給食、行事、その他利用者サービス向上への考え方及び具体的計画 ウ 医療連携の考え方及び具体的計画 エ 在宅療育支援、地域支援の考え方及び具体的計画 オ 施設開放、地域交流の考え方及び具体的計画 カ ボランティア育成の考え方及び具体的計画 キ 職員間の連携協力（チーム療育）に関する取組及び具体的計画 ク 職員の人材育成、研修計画に関する取組及び具体的計画 ケ 施設・付属設備及び物品の維持管理及び修繕		様式自由
⑤施設管理計画	ア 外部評価（第三者サービス評価等）を受ける仕組み及び具体的計画 イ 医療事故の防止、院内感染予防対策等、安全管理についての取組及び具体的計画 ウ 人権擁護、プライバシーの保護、苦情解決の方法等についての考え方及び具体的計画 エ ウェブアクセシビリティ対応への具体的計画		様式自由

(5) 旧重症心身障害児施設等の運営実績	ア 施設名、施設種別、規模、人員配置 イ 事業実績（直近３年間） ウ 経営状況等 エ 指導監査等の状況 オ 外部評価（第三者サービス評価等）の取組 カ 重症心身障害児（者）の療育に関して、特筆すべきノウハウや専門的技術 キ 重症心身障害児（者）の療育に関する研究についての考え方及び実績 ク 職員の指導育成や研修についての考え方及び取組実績 ケ 医療事故の防止、院内感染予防対策等、安全管理についての取組状況（医療事故や院内感染等の発生の有無） コ 人権擁護、プライバシーの保護、苦情解決の方法	様式自由
(6) 貸借対照表及び収支計算書（決算書）	ア 直近３年間の決算書類 貸借対照表、事業活動収支計算書、同内訳書、資金収支計算書、同内訳書、財産目録 イ 経営状況、財政基盤、会計処理（直近の指導検査の状況、法人並びに施設の検査結果通知及び改善報告書等の写し）	様式自由
(7) 役員の経歴書	ア 役員・評議員等の構成 イ 役員の経歴書	別紙様式 4－１～２ 様式自由
(8) その他		
①運営理念・方針	ア 法人の運営理念・方針 イ 運営理念・方針の職員、利用者等への周知	様式自由
②透明性の確保	情報の公開・提供	様式自由
③職員の資質向上、人材育成	ア 法、倫理等遵守の徹底 イ 研修計画 ウ 能力開発や自己啓発を促進する仕組み エ 職員の提案等を施設運営に反映させる仕組み	様式自由
④職員の確保、定着状況	ア 人材確保方法 イ 職員の配置状況、異動・退職状況	様式自由
⑤経営の効率性、財政基盤の安定性	ア 年度計画・中長期計画の策定、またその中で重点・改善課題を位置付ける仕組み イ 組織内での情報共有、活用 ウ 効率性を図る取組	様式自由
⑥補助金等の状況	直近３年間の補助金、公的機関からの融資、寄附金等の実績	様式自由

